

第2次小城市男女共同参画プラン事業実績一覧（R2）

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

資料 1-3

体系一覧（第2次小城市男女共同参画プラン）							～男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして～	
施策の方向	基本事業	事業	担当課	現状値	実績値	①実績値	②令和2年度実績	
				27年度	令和元年度	令和2年度	（事業の内容・取り組み状況）	
(1) 男女平等の意識啓発								
① 男女平等意識に関する情報発信・啓発								
	1	男女共同参画を推進するための研修会等を開催し、意識啓発を行う。 【数値目標】男女共同参画に関する研修会等の受講者数	企画政策課 生涯学習課	172人	213人	159人	<p>【企画政策課】 計 90 人</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画市民講座（人権・同和对策室主催の第1回じんけんふれあいセミナーと 合同開催） 9月2日 「自分の中にあるアンコンシャスバイアスに気づくこと」 台風により中止 第14回小城市男女共同参画フォーラム 小城市男女共同参画フォーラム：男女共同参画推進団体の 小城市男女共同参画ネットワークに委託 3月6日 第1部「全国イクメン調査と男性育休100%の取り組み」 第2部「佐賀県の男女共同参画これまでとこれから」 参加者：90人 <p>【生涯学習課】 計 69 人</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習や体験を通じて、社会活動への参加促進と地域の模範となる女性の育成を目的とした小城市女性学級を年5回開催した。受講生：69人、延べ223人。 	
	2	市報やホームページを活用し、人権（男女共同参画）に関する情報を提供する。	企画政策課 人権・同和对策室	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間（市ホームページ・市報6月号）など、男女共同参画推進に関する記事を計10回市報に掲載した。 男女共同参画及び女性の活躍推進に関する県や男女共同参画推進団体主催の講座などを市報・市ホームページを通じて情報提供を行った。 	
	3	男女共同参画に関する図書等を収集し、図書コーナー等を設置し情報を提供する。 【数値目標】男女共同参画に関する図書購入冊数	文化課	32冊	46冊	24冊	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間に合わせて、小城市民図書館各館・各分室で関連図書コーナーを設置した。年間を通し、男女共同参画に関する資料を収集し利用者へ提供した。 	
	4	男女共同参画の視点に立った市報・ホームページ等を作成する。	総務課	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ、市報さくらにおいて、年間通して掲載する文章、イラスト及び写真など男女共同参画の視点を意識し、偏らない内容の記事の掲載を行った。 	
② 男女共同参画推進団体等との連携・協働による啓発								
	5	男女共同参画の視点で活動を行う団体等に必要な情報提供を行い、スキルアップを図る。 【数値目標】男女共同参画推進事業補助金の活用件数	企画政策課	1件	2件	1件	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画ネットワークへ各種研修会や講座の情報提供を行った。 男女共同参画推進事業補助金を活用し、男女共同参画ネットワークの男女共同参画啓発資材の作成を支援した。 小学校高学年～高校生、市民向けDV等防止啓発の紙芝居 タイトル：「森の中で（希望の虹）」 	

	6	各種団体等の男女平等や男女共同参画に関する自主的な活動を支援し、連携・協働による意識啓発を行う。	企画政策課	—	○	○	・男女共同参画推進事業補助金を活用し、男女共同参画ネットワークの男女共同参画啓発資材の作成を支援した。 小学校高学年～高校生、市民向けDV等防止啓発の紙芝居
			人権・同和対策室		—	—	該当なし

(2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進

① 幼少期からの発達段階に応じた教育における男女平等意識の醸成

7	保育・教育関係者へ男女平等の視点に立った保育・教育のための研修会等を実施する。 【数値目標】男女の人権を取り扱った保育・教育関係者の研修会等受講者数	保育幼稚園課	60人	50人	×	該当する研修会は未実施
		学校教育課		49人	54人	・小城市教職員人権・同和教育研修会「コロナ差別と部落問題を通して」11月5日実施 参加者54人 ・市内全4中学校において男女混合名簿導入
8	男女別の職業観にとらわれず、本人の適性・希望に応じたキャリア教育を推進する。	学校教育課	—	○	○	・キャリア教育に主眼をおいた教育を実施している。

② 生涯学習における男女共同参画の推進

9	公民館等主催事業において、男女共同参画の促進につながる講座等を実施する。 【数値目標】男女共同参画の促進につながる公民館主催講座等の受講者数	生涯学習課	41人	97人	69人	・学習や体験を通じて、社会活動への参加促進と地域の模範となる女性の育成を目的とした小城町女性学級を開催した。(年5回、受講生：69人、延べ223人)
10	じんけんふれあいセミナー等において、男女の人権を取り扱った講座を実施し、人権尊重意識の高揚を図る。 【数値目標】男女の人権を取り扱ったじんけんふれあいセミナー等の受講者数	人権・同和対策室	60人	48人	×	未実施(9/2台風のため中止)
11	性の多様性についての理解が進むよう啓発に努める。	企画政策課	—	○	○	LGBTsに関する相談窓口(市報7月号、12月号)を市報に掲載した。
		学校教育課		○	○	・保健体育や道徳の授業等で取り組んでいる。

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会づくり

体系一覧（第2次小城市男女共同参画プラン）							～男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして～	
施策の方向	基本事業	事業	担当課	現状値	実績値	①実績値	②令和2年度実績 (事業の内容・取り組み状況)	
				27年度	令和元年度	令和2年度		
(1) 家庭や地域における男女共同参画の推進								
① 家庭における男女共同参画の促進								
	12	夫婦の家事・育児協力について考えるきっかけとなるよう、パパ・ママ教室を実施する。 【数値目標】パパ・ママ教室の男性参加者数	健康増進課	42人	49人	56人	・歯科医師や保健師による講話、むし歯菌や歯周病の検査、パパの妊婦体験、抱っこ・おむつ交換・沐浴体験を行っている。実施回数：年3回。28組参加。	
	13	父親の育児参加を促進するため、子育てハンドブックや父子手帳を配布する。	社会福祉課	—	○	○	・相談や問い合わせの際の説明時や出生届出時に、子育てガイドブックを使用するとともに配布している。	
			健康増進課		○	○	・パバママ教室参加者や、妊娠届出時に夫婦で来られた人に父子手帳を交付している。父子手帳発行数：74冊	
② 地域における男女共同参画の促進								
	14	男女がともに自治会活動・コミュニティ活動へ参画することを促進するための意識啓発を行う。	企画政策課	—	×	○	男女がともに地域づくり・まちづくりへ取り組むことを促す記事について、市報7月号に掲載し、自治会などへの参画啓発を行った。	
	15	男女を問わず、互助として地域住民による高齢者の生活支援の体制づくりを進める。	高齢障がい支援課	—	○	○	「小城市ささえあいセンター」では地域のボランティアによる「買い物支援」「ゴミ出し支援」に加え、令和2年10月より「付き添い支援」を開始した。地域ボランティアは男女問わず登録があり、高齢者の支援が行われている。また協議体会議等については前年同様男女それぞれの立場から支援に対する意見が交わされている。 ・第1層協議体会議3回・第2層協議体会議4町毎計15回 ・付き添い支援検討会2回	
③ 地域防災における男女共同参画の推進								
	16	防災会議への女性参画を推進し、防災計画に女性の意見を反映させる。	防災対策課	—	○	×	・防災会議については、新型コロナウイルス感染症対策に伴い書面による開催を行った。	
	17	女性消防団員の加入の促進や、男女参画による自主防災組織の運営を支援する。 【数値目標】市消防団員における女性消防団員の割合	防災対策課	1.6%	1.5%	1.7%	・新型コロナウイルス感染症対策のために、訓練、会議等の中止、消防団情報誌「あおうみ」の発行もできなかった。	
	18	男女共同参画の視点で、災害に対する事前の備え、避難所運営を実施する。	防災対策課	—	○	○	・地区防災避難訓練において、地域住民（役員）・消防団団員を中心に男女問わず新型コロナウイルス感染症対策避難所運営訓練（サーマルカメラ操作、受付業務等）を行った。	
(2) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進								
① 女性人材の育成と活用								
	19	あらゆる分野で女性参画を促進するため、リーダー育成を行う。 【数値目標】女性人材バンクの登録者数	企画政策課	4人	2人	2人	・女性人材バンク登録者へ各種講座や研修会の情報提供をした。 ・女性人材バンクへの登録推進記事を市ホームページ（通年）にて登録を呼びかけている。 ・女性人材バンクからの審議会等への新規登用 0人	
	20	審議会等の政策・方針決定過程への女性の登用を推進する。 【数値目標】女性委員のいない審議会等の数	企画政策課 (関係各課)	8	8	7	・男女共同参画推進本部や審議会等への女性登用率調査を通じて関係各課へ女性の登用を依頼している。 ※令和2年度未現在、審議会等委員への女性の登用率は31.9% (令和元年度末30.6%、1.3%増)	

基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり 【小城市女性の活躍推進計画】

体系一覧（第2次小城市男女共同参画プラン）							～男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして～	
施策の方向	基本事業	事業	担当課	現状値	実績値	①実績値	②令和2年度実績 (事業の内容・取り組み状況)	
				27年度	令和元年度	令和2年度		
(1) 女性の活躍推進と男性の意識改革								
① 女性の活躍推進のための環境の整備								
	21	子育ての手助けを必要としている人に対して子育てサポーターの利用促進を図る。 【数値目標】子育てサポーターの利用者数	社会福祉課	1,957人	1,753人	1,644人	・子育て相互支援事業（ファミリー・サポート・センター）を社会福祉協議会への委託事業として実施。	
	22	保護者が安心して就労できるよう、保育所・幼稚園・認定こども園等の充実を図る。 【数値目標】保育所・幼稚園・認定こども園等の入所（園）者数	保育幼稚園課	1,851人	1,830人	1,835人	・就学前施設利用を希望する子どもの認定、入所 ・保育施設の4月開園による保育定員90名増加 ・事業所内保育施設の10月開園による保育定員60名増加	
	23	保護者の多様な就労形態に応じた延長保育等の充実を図る。	保育幼稚園課	—	○	○	・保育所・認定こども園における延長保育の実施（私立園の事業にかかる費用負担など）	
	24	小児科医院等に併設した施設での病児・病後児保育を実施する。	社会福祉課	—	○	○	・令和2年度より、病児保育事業（ひつじさんの部屋）をひらまつ病院への委託事業として実施、佐賀市・多久市と協定を締結。197人 ・佐賀市【2ヵ所】（橋野子どもクリニック：ぞうさん保育室、福田医院：かるがものへや）、江北町【1ヵ所】（古賀小児科内科医院：スマイルルーム）と協定締結し実施。佐賀市 4人、江北町 22人	
	25	保護者が就労等で不在となる児童への安全・安心な居場所づくりを推進するため、放課後児童クラブを実施する。 【数値目標】放課後児童クラブの入級者数	教育総務課	474人	699人	630人	・全小学校で放課後児童クラブを実施している。【R2.5.1時点利用児童数】 ・各施設面積に沿って、定員数を見直した。	
	26	介護の手助けを必要としている人に対して、介護者向けサービス等の利用促進を図る。	高齢障がい支援課	—	○	○	・市報に「地域包括支援センターだより」の記事を掲載し、また地域での出前講座で介護保険制度・内容等の周知をしている。 ・地域包括支援センター（小城北・小城・小城南）では高齢者の介護や福祉等に関する相談の実施と充実を図った。	
	27	子育てや介護に関する悩み等を解消するため、相談体制の充実を図る。	健康増進課	—	○	○	・保健師や管理栄養士による健康相談を保健福祉センターで実施した。 相談者数：632人（乳児467人、幼児165人、産婦0人）	
社会福祉課			○		○	・家庭相談員2名を配置し、相談体制の充実を図った。 相談件数：延べ 1,287件		
学校教育課			○		○	・学校におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども支援センター等で相談事業を実施した。		
高齢障がい支援課			○		○	小城多久障害者相談支援センター支援事業、障害者相談員活動事業を実施している。また、地域包括支援センター（小城北・小城・小城南）では、高齢者に対する総合相談の実施と充実を図っている。		
② 男性の意識改革								
	28	男女共同参画の必要性について、男性にも共感できるよう意識啓発を行う。	企画政策課	—	○	○	・男性の育児への積極的な関わりを目的に、夫婦での子育てを推進するセミナーを実施。マイナス1歳からのイクカジ推進セミナー（佐賀県男女参画・女性の活躍推進課と共催） 12月6日「夫婦で育児・家事を100倍楽しむためのセミナー」 参加者：夫婦11組	

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

① ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発

29	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供する。 【数値目標】ワーク・ライフ・バランスに関する情報発信回数	企画政策課	—	1回	1回	市内事業所に対し、男女共同参画社会の実現に関する記事を掲載したチラシを配付した。その中で育児・介護休業法の紹介をしており、事業者に対し、労働者の仕事と家庭の両立支援に関する情報発信を行った。 配付数：市内事業所 230社
30	事業所等に対し、ワーク・ライフ・バランスの研修会等を実施し、働き方改革を促す。 【数値目標】ワーク・ライフ・バランスに関する事業所研修会等の開催回数	企画政策課	—	2回	1回	・佐賀県マイナス1歳からのイクカジ推進事業で、「夫婦で育児・家事を100倍楽しむためのセミナー」を佐賀県男女参画・女性の活躍推進課と共催で実施した。（幹事：NPO法人ファザーリング・ジャパン九州） 12月6日 「夫婦で子育てを100倍楽しむための方法」 参加者：夫婦11組

(3) 働く場における男女共同参画の推進

① 男女がともに働きやすい環境づくり

31	育児休業・介護休業の取得促進や女性の登用推進等について、事業者への啓発を行う。	企画政策課	—	○	○	事業所向け小城市男女共同参画啓発チラシを作成し、配付した。 チラシの中で育児・介護休業法による仕事と家庭の両立支援を紹介しており、男女共同参画社会への理解を深める内容となっている。 配布数：市内事業所 230社
32	家族経営協定の普及・支援を行う。	農業委員会	—	○	○	・1件、家族経営協定の締結の支援を行った。

② 市役所における男女共同参画の推進

33	男女共同参画についての理解を深めるため、市職員研修を実施する。 【数値目標】男女共同参画に関する市職員研修会の受講者数	企画政策課	×	—	×	未実施（コロナ影響のため）
34	「女性の活躍推進法」に基づく、特定事業主行動計画を公表し、計画の内容を推進する。	総務課	—	○	○	・市ホームページで公表している。
35	市の管理・監督職に女性の登用を推進する。	総務課	—	○	○	・令和2年4月1日付け人事異動後は、女性の管理・監督職は50名（30.9%）となった。（平成31年4月1日現在、48名。29.0%）
36	市職員へ育児休業・介護休業制度等の周知を図り、取得促進に取り組む。 【数値目標】男性市職員の配偶者出産休暇や配偶者出産時育児休暇の取得割合	総務課	75%	53.8%	87.5%	・休暇の相談や出産の報告があった際に、制度についての案内及び取得推進を呼びかけている。

基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

体系一覧（第2次小城市男女共同参画プラン）							～男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして～	
施策の方向	基本事業	事業	担当課	現状値	実績値	①実績値	②令和2年度実績 (事業の内容・取り組み状況)	
				27年度	令和元年度	令和2年度		
(1) 生涯を通じた心と身体の健康づくりの推進								
① 生涯を通じた心と身体の健康づくりの支援								
		37 児童生徒の発達段階に応じた思春期の保健教育を実施する。	学校教育課	—	○	○	・保健体育の授業で取り組んでいる。 ・性に関する事業等を活用し児童生徒に啓発している。	
		38 妊娠・産後期や更年期など女性の健康管理について支援する。	健康増進課	—	○	○	・妊娠届出時、パパ・ママ教室、産後の健康相談で各期に応じた健康管理について保健指導を実施している。 実施数：妊娠届出377人、パパ・ママ教室参加 56人	
		39 心の健康に関する情報提供を行い、健康相談を実施する。	健康増進課	—	○	○	・母子保健に関する相談会の実績なし（R1終了） ・健康相談、心の健康に関する情報提供は通年随時実施している。	
		40 エイズ/HIV、性感染症の予防等に関する情報提供を行う。	健康増進課	—	○	○	HIV/AIDS（エイズ）の予防について、ホームページに掲載し情報提供している。県のホームページへリンクしており、相談先も確認できるようにしている。	
(2) 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり								
① 支援を必要とする家庭等が安心して暮らせる環境の整備								
		41 ひとり親に対して、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の助成等により経済的支援を行う。	社会福祉課	—	○	○	・児童扶養手当支給事業、ひとり親世帯等医療費助成事業を実施。子育て世帯及びひとり親世帯への臨時特別給付金の給付。 令和2年度末、児童扶養手当受給者数 346人	
		42 ひとり親の自立に向けた能力開発のための相談や支援を行う。	社会福祉課	—	○	○	・母子・父子自立支援員による就労支援、自立支援プログラム（県事業）の実施・同行、高等職業訓練促進給付金等事業を行った。 自立支援教育訓練給付金 0人、高等職業訓練促進給付金 6人、古藤職業訓練修了支援給付金 1人	
		43 高齢者の介護予防と生活支援体制の充実を図る。	高齢障がい支援課	—	○	○	生きがい対応型デイサービス(実)230人、(延)729人 高齢者ふれあいサロン事業(延) 7,185人、89か所 訪問指導事業 107人 通所型介護予防事業（元気アップ）（実）84人、（延）2,649人 一般介護予防事業として 百歳体操（実）255人（延）10,371人 オレンジ大学フォローアップ（実）44人、（延）368人 買い物クラブ(実)34人(延)148人 を実施した。	
		44 障がいのある人の自立と社会参加を支援する。	高齢障がい支援課	—	○	○	・障がい者団体、個人への給付、補助金や手当などの経済的支援や適切な障害福祉サービスにより自立を支援している。 ・障がい福祉サービスの中で利用者のニーズに対応しながら、学校等から社会、在宅から社会参加（訓練や就労）につながるよう支援している。 ・優先調達方針を定め、優先調達を実施している。	
		45 ひとり親・障がい者・高齢者の相談体制の充実を図る。	社会福祉課	—	○	○	・母子・父子自立支援員を1名を配置し、相談体制の充実を図った。 相談件数：延べ 303件	
			高齢障がい支援課	—	○	○	小城多久障害者虐待防止センター事業、障害者相談員活動事業を実施している。地域包括支援センター（小城北・小城・小城南）では、高齢者に対する総合相談を実施と充実を図っている。	
		46 在住外国人に外国語版母子健康手帳を交付する。	健康増進課	—	—	—	交付実績なし	

(3) ハラスメント等の防止

① ハラスメントと性暴力被害の防止

47	ハラスメントの防止に向けた意識啓発を行う。	企画政策課	—	○	○	・市報11月号では、女性に対する暴力をなくす運動期間の広報を行った。 ・市内事業所に対し、ハラスメント防止に関する記事を掲載したチラシを配付した。チラシの中で典型的なハラスメントの事例を示し、事業者へのハラスメント防止に関する意識啓発を行った。 配付数：市内事業所 230社
48	ハラスメントや性暴力被害の相談窓口を周知する。	企画政策課	—	○	○	・市報7・12月号では、佐賀県立男女共同参画センター（アバンセ）の相談窓口の広報を行った。 ・公共施設のトイレに、性暴力被害の相談窓口「性暴力救済センターさがmirai」のリーフレット設置している（通年）。
49	市職員のハラスメント研修を充実し、庁内相談窓口の周知を図る。 【数値目標】ハラスメントに関する市職員研修会の受講者数	総務課	149人	27人	410人	・12月3日～12月17日にかけてYouTubeによる研修 参加者：110人 ・12月3日、8日、14日 研修参加者：290人 ・ハラスメント相談員研修参加者：10人

基本目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力のない社会づくり 【小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画】

体系一覧（第2次小城市男女共同参画プラン）							～男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして～	
施策の方向	基本事業	事業	担当課	現状値	実績値	①実績値	②令和2年度実績	
				27年度	令和元年度	令和2年度	（事業の内容・取り組み状況）	
(1) DVを許さない意識づくりの推進								
① DV防止に向けた意識啓発								
	50	DV防止のための広報・啓発活動を行う。	企画政策課 社会福祉課	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・市報に「女性・男性のための総合相談窓口」（市報7、12月号）、「女性に対する暴力をなくす運動期間」（市報11月号）を掲載し、啓発を行った。 ・11月、市役所庁舎ロビーに「女性に対する暴力の防止運動期間（11月12日～25日）」のチラシ・ポスターを掲示した。 ・男女共同参画推進団体による啓発資材（DV等防止啓発の紙芝居）の作成に対し、支援を行った。 	
	51	暴力を予防・防止するため、早期からの教育・啓発を行う。 【数値目標】県DV総合対策センターの「DV未然防止教育事業」を活用している中学校数	企画政策課 社会福祉課 学校教育課	2校	3校	0校	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内、各施設にチラシやパンフレットを設置している。 未実施 ・小学校4校で、子どもへの暴力防止プログラムを実施。 参加者：砥川小学校3・4年 48人、晴田小学校3・4年 97人、岩松小学校3・4年 57人、芦刈親欄校3・4年 67人 ・佐賀県DV総合対策センターのDV未然防止教育事業の活用を推進している。 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症防止対策の為に活用していない。 代替措置として、養護教諭からの講話やDVD等を利用した啓発を行った。 ・小中学校の特別活動や道徳の授業で取り組んでいる。 	
(2) 安心して相談できる体制の整備と被害者支援の充実								
① DV被害者支援にかかわる相談体制の強化								
	52	市相談担当者等に対して研修を実施し、女性（母子）にかかわる相談機能を充実させる。 【数値目標】DV被害者支援市職員研修会の受講者数	企画政策課 社会福祉課	58人	35人	64人	<ul style="list-style-type: none"> ・7月17日 配偶者等への暴力（DV）被害者支援 職員研修会 【基礎編】 「配偶者暴力についての基礎知識」 対象： 令和2年度新規採用職員及び未受講者、DV支援関係業務に携わる職員 参加者：35人 【加害者対応編】 「DV被害者の特徴と対応」 対象： DV支援関係業務に携わる担当職員、管理職 参加者：29人 ・DV被害者支援市町連携会議（10月14日）、DV関係機関相談員向け研修（6月17日、6月24日、10月1日、12月9日、1月15日）に参加。 	
	53	DVに関する相談窓口の周知を図る。	企画政策課 社会福祉課	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談窓口について市ホームページ（通年）や「女性・男性のための総合相談窓口」（市報7、12月号）、「女性に対する暴力をなくす運動期間」（市報11月号）に掲載して周知を図っている。 ・市役所庁舎や公共施設、保育園等のトイレに、DV相談窓口記載のリーフレットを設置している（通年）。 ・市役所庁舎のトイレに、DV相談窓口記載のリーフレットを設置している。 ・市ホームページで相談窓口を紹介している。 	
	54	DV被害者支援マニュアル等を作成し、庁内相談担当部署間の連携を図りワンストップ化を推進する。	社会福祉課	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修を実施し、小城市におけるDV相談事業の取り組みを説明して庁内連携を図っている。 	
	55	被害者の特性・状況に応じた相談体制の充実を図り、継続的な支援を行う。	社会福祉課 高齢障がい支援課	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者それぞれの特性を考慮しながら関係部署や関係機関と連携した相談体制を整備している。DV相談件数 48件 小城多久障害者虐待防止センター事業、障害者相談員活動事業を実施している。また、地域包括支援センター（小城北・小城・小城南）では、総合相談事業や権利擁護事業を実施と充実を図っている。 	

② 二次被害を起こさないための相談支援体制の確立						
56	被害者の負担を軽減するため庁内相談共通シート等を活用し情報の共有を図る。	社会福祉課	—	○	○	・相談の際は、庁内相談共通シートを活用している。
57	被害者等から苦情申し出があった場合、迅速な対応を行う。	社会福祉課	—	—	—	・事例はないが、相談等について苦情が寄せられた場合は、迅速かつ適切な対応を行う。
		市民課				○

③ DV被害者の安全確保のための支援体制の整備						
58	被害者及び同伴する児童の安全確保のための支援を行う。	社会福祉課	—	○	○	・児童相談所と連携して支援を行っている。
59	住民基本台帳の閲覧等の制限の徹底等、制度の適切な運用を行う。	市民課	—	○	○	・閲覧申請書の審査を厳重に行い、適切な運用を行っている。
		社会福祉課				○

④ DV被害者の自立に向けた支援の充実								
60	被害者支援のためのケース検討会議等を開催し、自立に向けた支援体制を充実させる。	社会福祉課	—	○	○	・被害者それぞれの特性を考慮しながら関係部署や関係機関と連携した相談体制を整備している。		
61	被害者に対し、就業支援や法的支援など必要に応じた情報提供を行う。	社会福祉課	—	○	○	・母子・父子自立支援員による自立に向けた支援・情報提供を行っている。		
62	被害者の市営住宅への優先入居等の検討を進める。	定住推進課	—	—	—	・市営住宅は、住居に困窮する低所得者を対象としている。一方で、「子ども・被災者支援法」では、被災者等が優先入居できるよう拡充されつつある。緊急避難時に対応するためには、空居を確保していく必要がある。		
63	被害者の生活再建へ向けた福祉制度等についての情報を提供し、自立に向けた支援を行う。	社会福祉課	—	○	○	・母子・父子自立支援員による自立に向けた支援・情報提供を行っている。		
64	被害者及び同伴する児童が円滑に健診や予防接種、就学や保育が行えるよう配慮する。	健康増進課	—	○	○	・養育支援訪問会議で社会福祉課と一緒に対策を講じている。		
		保育幼稚園課				○	○	・関係機関と連携を取りながら、園児が入所できるように配慮している。
		学校教育課				○	○	・関係機関と連携を取りながら、被害者・その子どもが就学ができるように配慮している。
65	被害者及び同伴する児童に対し、関係機関が連携を図りながら継続的に心理的支援を行う。	社会福祉課	—	○	○	・児童相談所や関係各課と連携して支援を行っている。		
		学校教育課				○	○	・子ども支援センター、社会福祉課、県福祉事務所、県DV総合対策センター、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーターと連携を図っている。

(3) 関係機関の連携・協力

① あらゆる暴力の早期発見と防止対策								
66	児童虐待の観点から要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関の連携及び協力の確保を図る。	社会福祉課	—	○	○	・代表者会議（書面のみ）、実務者会議（2回）、個別検討ケース会議（23回）を開催した。		
67	各種相談・健診等においてあらゆる暴力の早期発見に努める。	社会福祉課	—	○	○	・養育支援訪問事業（健康増進課とケース会議：月1回）、子ども支援センターでのカンファレンス（学校教育課：隔週1回）との情報共有及び支援の検討を行っている。		
		健康増進課				○	○	・社会福祉課との連携により支援を行った。
		学校教育課				○	○	・就学時健診、学校での健康診断等で情報収集を行っている。

② 関係機関、団体等との連携の推進						
68	被害者支援に関わる機関との連携を図る。	企画政策課	—	○	○	11月26日 「小城警察署犯罪被害者支援・相談支援ネットワーク会議」により関係機関と連携を図っている。（R2年度は感染拡大防止のため資料配布による会議）
		社会福祉課				○
69	民間のDV被害者支援団体等と連携し、DV防止啓発、被害者の自立支援を行う。	社会福祉課	—	○	○	・民間のDV被害者支援団体等の情報収集を行っている。
		企画政策課				○